

横芝光町農業委員会 12月第9回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月7日(月) 午後4時～午後4時45分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
			6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 (1名) 5番 大川戸 直美

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年12月(第9回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日は、5番大川戸直美委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 宇井久委員、9番 越川雅彦委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。
令和2年12月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、売買による所有権移転3件と使用貸借権の設定1件の合計4件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から④までの位置図を添付していますので併せてご覧ください。1件目から3件目は経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。

1件目の申請地は、長倉字吹廻の田4筆、計2,128㎡です。

2件目の申請地は鳥喰新田字妙見の畑2筆、計1,044㎡です。

3件目の申請地は鳥喰新田字明治の田、926㎡です。

4件目は農業者年金受給継続のための使用貸借権の設定で、申請地は北清水字島田の田、1,940㎡です。

申請のありました4件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件が、長峯高明委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第10条の規定により、1件目の採決が終了するまでの間、長峯高明委員は、退室をお願いします。

(長峯委員退室)

1件目の担当委員の説明ですが、長峯高明委員に代わり私が調査しましたので、説明します。

4番 この件について現地等確認したところ、譲受人が経営規模拡大を目指し、また自作地が申請農地と隣接しており耕作の便がよいため、高齢により経営規模を縮小したい譲渡人から売買により譲受人が農地を取得するものです。申請地では水稻の作付けを予定していますので問題ありません。以上、よろしく申し上げます。

議長 それでは説明が終わりましたので、1件目の案件について質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。長峯高明委員の入室を認めます。

(長峯委員入室)

長峯高明委員に、報告します。1件目の案件は、原案のとおり決定しました。続きまして、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番 9番越川です。この件については、譲渡人が相続で農地を取得したが耕作困難により農業を休止したため、経営規模拡大を目指す譲受人が売買により農地を取得するものです。なお、申請地は現在一部荒れていますが、許可後に伐採して農地に復元し、さつまいもを作付けするとのことです。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番 9番越川です。この件については、譲渡人が相続で農地を取得したが耕作困難により農業を休止したため、経営規模拡大を目指す譲受人が売買により農地を取得するものです。なお、申請地は現在荒れており田としての耕作は困難なため、許可後に客土を施し畑として復元し、ネギを作付する予定とのことです。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 11番小野です。この件については、譲渡人が継続して農業者年金を受給するための親子間での貸し借りでありますので、特に問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年12月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、2件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、宮川字鶴巻、畑 1, 278㎡で、用途をアパート入居者の駐車場用地10台分としています。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご

覧ください。

申請地は、旧光学校給食センター敷地の西に隣接し、都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

隣接する既存のアパートとともに譲り受け、入居者の駐車場として10台分を増設する計画となっています。既存のアパートは6世帯、既存の駐車場は6台分です。

しばらく入居者が居ない状況でしたが、修繕を行い、現在入居者を募集しているようです。世帯で複数の自動車を所有していても安心して入居できるよう駐車場を増設したいと申請があったものです。

なお、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、令和3年1月1日から令和3年1月30日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請2件目の土地は、栗山字稔台、畑344㎡です。専用住宅1棟を目的に父親である譲渡人と使用貸借権を設定するものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、栗山平和公園から西へ約100mの位置にあり、都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

住宅建築面積は88.60㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

隣接農地の所有者は譲渡人のみとなります。

また、生活排水等の放流先に関して関係機関の同意・許可も得ています。

工事期間は、令和3年2月15日から令和3年8月30日までを予定しています。

建設費は自己資金と借入金により賄う予定ですが、金融機関からの預金残高証明書と借入先からの融資事前審査の結果通知で、資金調達が可能であることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 6 番 6番 佐久間です。
今説明のあったとおり現地を確認してきたところ、募集の看板がたくさん立っていました。アパートより駐車場の方が大きいなあと感じました。まあ、よろしいじゃないでしょうか。以上です。
- 議 長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。
- 1 1 番 11番小野です。駐車場10台で1,278㎡ですが、この面積だと何台駐車可能なのですか。また、譲受人は何を行っている会社ですか。
- 事務局 駐車場としてどれくらいとれるかということですが、1台分としては2.5m×5.0m、面積で12.5㎡が一般的です。単純計算だと100台くらいになりますが、通路部分や向きを変えたりする場所が必要で、計画図の配置では15台程度は可能と思いますが、宅配業者等大きな車両の出入りも考慮し、余裕を見たいとのことでした。
こちらの会社の行っている業務ですが、農産物の検査、集荷及び販売、土木、造園、不動産、測量、食品製造などとなっています。
- 議 長 他に質問はありますか。ないようですので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 1 番 1番 宇井です。
本件は、都市計画の用途地域内にある農地で、雑排水の放流同意も得ていることから、問題ありません。よろしくお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 令和2年度 第9次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和2年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和2年度第9次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年12月7日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定14件、再設定17件の合計31件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、宮川字鶴巻、字名木の畑2筆、計5,103㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定2件目は、寺方字西中島の畑1,075㎡、賃借権の設定で期間は9年間です。

新規設定3件目は、中台字桜前の畑2筆、計980.17㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

新規設定4件目は、中台字桜前の畑2筆、計3,324㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

新規設定5件目は、中台字桜前の畑2筆、計653㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

新規設定6件目は、長倉字荒久台の畑3筆、計648㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

新規設定7件目は、長倉字荒久台の畑2筆、計518.57㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

新規設定8件目は、新島字荒場の畑、1,030㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定9件目は、屋形字舟堀場の畑、1,228㎡、賃借権の設定で期間は5年間です。

新規設定10件目は、鳥喰上字宮ノ前の田、1,303㎡、賃借権の設定で期間は6年間です。

新規設定11件目は、北清水字清水の畑2筆、計2,022㎡、使用貸借権の設定で期間は6年間です。

新規設定12件目は、谷中字横田の畑、2,000㎡、使用貸借権の設定で期間は10年間です。

新規設定13件目は、谷中字高田の畑3筆、計2,772㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定14件目は、谷中字高田の畑、3,030㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、木戸字二十五割の田、3,119㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定2件目は、篠本字峯崎、字 新八丁の田7筆、計7,370㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定3件目は、屋形字五十野の田、5,343㎡、賃借権の設定で期間は6年間です。

再設定4件目は、宮川字入表の畑2筆、計3,328㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定5件目は、栗山字広手の田4筆、計5,136㎡、賃借権の設定で期間は6年間です。

再設定6件目は、鳥喰上字鶴池の田2筆、計1,417㎡、賃借権の設定で期間は6年間です。

再設定7件目は、栗山字関内、字 沢山、字 地藏下の田10筆、計8,013㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定8件目は、於幾字橋本の畑3筆、計874㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定9件目は、鳥喰新田字横田の田4筆、計4,124㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定10件目は、栗山字広手の田、2,982㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定11件目は、栗山字柳立の田4筆、計5,969㎡、賃借権の設定で期

間は3年間です。

再設定12件目は、栗山字柳立の田、2,028㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定13件目は、鳥喰上字宮ノ前の田2筆、計6,110㎡、賃借権の設定で期間は6年間です。

再設定14件目は、鳥喰上字宮ノ前の田2筆、計3,505㎡、賃借権の設定で期間は6年間です。

再設定15件目は、新島字山王の田、1,851㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定16件目は、中台字砂月、字大辺田の田6筆、字向地、字西長山の畑8筆、合計14筆、計9,598㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定17件目は、篠本字上ノ町の畑2筆、計910㎡、使用貸借権の設定で期間は10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

事務局	<p>賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和2年12月(第9回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	---